

IV 財 政

1. 予算（平成30年度当初）	81
2. 地方債（企業債）現在高	84
3. 補助（助成）金交付状況	85
4. 預託金運用状況	97
5. 基金運用状況	98
6. 決 算	100
7. 市 税	107
8. 市有財産（物品、基金を除く）	110

1 予算（平成30年度当初）

（1）会計別予算総括

会 計 別		平成30年度		平成29年度		前年度との 比 較 (千円)	
		予 算 額 (千円)	構 成 比 (%)	予 算 額 (千円)	構 成 比 (%)		
一 般 会 計		56,820,600	57.1	65,756,500	59.2	△ 8,935,900	
特 別 会 計	国 民 健 康 保 険	17,812,874	17.9	20,859,676	18.8	△ 3,046,802	
	後 期 高 齢 者 医 療	1,761,635	1.8	1,714,536	1.5	47,099	
	介 護 保 険	14,588,143	14.6	14,461,811	13.0	126,332	
	簡 易 水 道 事 業	238,326	0.2	346,731	0.3	△ 108,405	
	農 業 集 落 排 水 処 理 施 設 事 業	111,228	0.1	112,504	0.1	△ 1,276	
	浄 化 槽 市 町 村 整 備 推 進 事 業	58,029	0.1	58,164	0.1	△ 135	
	ケ ー ブ ル テ レ ビ 事 業	49,196	0.1	47,112	0.0	2,084	
	診 療 所	84,875	0.1	84,238	0.1	637	
	久 連 子 財 産 区	283	0.0	314	0.0	△ 31	
	椎 原 財 産 区	233	0.0	412	0.0	△ 179	
	計		34,704,822	34.8	37,685,498	34.0	△ 2,980,676
企 業 会 計	水 道	収 益 的 支 出	473,623	0.5	498,115	0.5	△ 24,492
		資 本 的 支 出	320,980	0.3	270,263	0.2	50,717
		小 計	794,603	0.8	768,378	0.7	26,225
	病 院	収 益 的 支 出	393,519	0.4	455,316	0.4	△ 61,797
		資 本 的 支 出	13,859	0.0	18,038	0.0	△ 4,179
		小 計	407,378	0.4	473,354	0.3	△ 65,976
	下 水 道	収 益 的 支 出	2,921,289	2.9	2,988,235	2.7	△ 66,946
		資 本 的 支 出	3,976,035	4.0	3,287,147	3.0	688,888
		小 計	6,897,324	6.9	6,275,382	5.7	621,942
		計	8,099,305	8.1	7,517,114	6.8	582,191
	合 計		99,624,727	100.0	110,959,112	100.0	△ 11,334,385

—メモ—

財 政 指 標	平成26年度決算	平成27年度決算	平成28年度決算
① 財 政 力 指 数	0.48	0.48	0.49
② 経 常 収 支 比 率	90.50%	89.10%	91.90%
③ 実 質 公 債 費 比 率	13.20%	11.90%	11.00%

(2) 一般会計当初予算

①歳入

款 別	平成 30 年度		平成 29 年度		前年度との 比 較 (千円)
	予 算 額 (千円)	構 成 比 (%)	予 算 額 (千円)	構 成 比 (%)	
1 市 税	14,977,108	26.4	14,575,040	22.2	402,068
2 地 方 譲 与 税	546,000	1.0	523,800	0.8	22,200
3 利 子 割 交 付 金	26,300	0.0	10,600	0.0	15,700
4 配 当 割 交 付 金	27,000	0.0	44,000	0.1	△ 17,000
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	52,000	0.2	23,900	0.1	28,100
6 地 方 消 費 税 交 付 金	2,521,000	4.4	2,521,000	3.8	0
7 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	5,800	0.0	4,500	0.0	1,300
8 自 動 車 取 得 税 交 付 金	120,000	0.2	79,000	0.1	41,000
9 地 方 特 例 交 付 金	63,800	0.1	50,700	0.1	13,100
10 地 方 交 付 税	14,980,000	26.4	15,770,000	24.0	△ 790,000
11 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	19,000	0.0	23,000	0.0	△ 4,000
12 分 担 金 及 び 負 担 金	808,372	1.4	856,818	1.3	△ 48,446
13 使 用 料 及 び 手 数 料	816,665	1.4	788,276	1.2	28,389
14 国 庫 支 出 金	8,556,522	15.1	11,176,673	17.0	△ 2,620,151
15 県 支 出 金	4,563,361	8.0	4,248,665	6.5	314,696
16 財 産 収 入	190,063	0.3	149,849	0.2	40,214
17 寄 附 金	315,898	0.6	315,207	0.5	691
18 繰 入 金	598,291	1.1	2,361,609	3.6	△ 1,763,318
19 繰 越 金	1,100,000	1.9	1,000,000	1.5	100,000
20 諸 収 入	883,420	1.6	878,863	1.3	4,557
21 市 債	5,650,000	9.9	10,355,000	15.7	△ 4,705,000
合 計	56,820,600	100.0	65,756,500	100.0	△ 8,935,900

②税目別市税額

税 目	平成 30 年度		平成 29 年度		前年度との 比 較 (千円)
	予 算 額 (千円)	構 成 比 (%)	予 算 額 (千円)	構 成 比 (%)	
市 民 税	6,000,000	40.0	5,745,000	39.5	255,000
内 個 人	4,883,000	32.6	4,716,000	32.5	167,000
内 法 人	1,117,000	7.5	1,029,000	7.1	88,000
固 定 資 産 税	7,686,708	51.3	7,540,140	51.7	146,568
内 固 定 資 産 税	7,644,995	51.0	7,497,812	51.4	147,183
内 固 定 資 産 所 在 市 町 村 交 付 金	41,713	0.3	42,328	0.3	△ 615
軽 自 動 車 税	412,700	2.8	396,700	2.7	16,000
市 た ば こ 税	862,000	5.8	879,000	6.0	△ 17,000
入 湯 税	15,700	0.1	14,200	0.1	1,500
合 計	14,977,108	100.0	14,575,040	100.0	402,068

③歳出（目的別）

款 別	平成 30 年度		平成 29 年度		前年度との 比較 (千円)
	予 算 額 (千円)	構 成 比 (%)	予 算 額 (千円)	構 成 比 (%)	
1 議 会 費	367,858	0.7	396,770	0.6	△ 28,912
2 総 務 費	6,244,854	11.0	5,149,049	7.8	1,095,805
3 民 生 費	22,992,236	40.5	22,554,118	34.3	438,118
4 衛 生 費	3,863,646	6.8	14,117,190	21.5	△ 10,253,544
5 農 林 水 産 業 費	3,052,091	5.4	3,132,033	4.8	△ 79,942
6 商 工 費	1,606,922	2.8	1,578,069	2.4	28,853
7 土 木 費	5,374,476	9.5	5,963,952	9.1	△ 589,476
8 消 防 費	2,155,979	3.8	2,295,761	3.5	△ 139,782
9 教 育 費	4,833,137	8.5	4,227,901	6.4	605,236
10 災 害 復 旧 費	20,967	0.0	46,841	0.1	△ 25,874
11 公 債 費	6,160,272	10.8	6,133,686	9.3	26,586
12 諸 支 出 金	128,162	0.2	141,130	0.2	△ 12,968
13 予 備 費	20,000	0.0	20,000	0.0	0
合 計	56,820,600	100.0	65,756,500	100.0	△ 8,935,900

④歳出（性質別）

性 質 別	平成 30 年度		平成 29 年度		前年度との 比較 (千円)
	予 算 額 (千円)	構 成 比 (%)	予 算 額 (千円)	構 成 比 (%)	
人 件 費	8,251,104	14.5	8,163,108	12.4	87,996
扶 助 費	15,548,078	27.3	15,200,852	23.1	347,226
公 債 費	6,160,272	10.8	6,134,577	9.3	25,695
物 件 費	6,256,078	11.0	6,652,417	10.1	△ 396,339
維 持 補 修 費	458,290	0.8	457,217	0.7	1,073
補 助 費 等	6,632,650	11.7	6,636,707	10.1	△ 4,057
積 立 金	279,712	0.5	251,554	0.4	28,158
出 資 ・ 貸 付 金	533,841	0.9	551,594	0.8	△ 17,753
繰 出 金	6,281,717	11.1	6,212,760	9.4	68,957
予 備 費	20,000	0.1	20,000	0.1	0
建 設 事 業 費	6,398,858	11.3	15,475,714	23.6	△ 9,076,856
普 通 建 設	5,330,536	9.4	15,429,055	23.5	△ 10,098,519
災 害 復 旧	1,068,322	1.9	46,659	0.1	1,021,663
合 計	56,820,600	100.0	65,756,500	100.0	△ 8,935,900

2 地方債（企業債）現在高

(単位：千円)

区 分	平成27年度末 現在高	平成 28 年 度			
		起 債 額	元金償還金	年度末現在高	
一 般 会 計	1. 普 通 債	36,558,995	4,165,300	4,057,989	36,666,306
	(1) 総 務	1,251,695	111,000	288,411	1,074,284
	(2) 民 生	579,144	8,400	78,597	508,947
	(3) 衛 生	1,601,078	1,356,900	134,533	2,823,445
	(4) 農 林 水 産 業	2,612,695	175,700	347,422	2,440,973
	(5) 商 工	383,499	47,200	33,927	396,772
	(6) 土 木	18,889,458	1,573,600	2,420,660	18,042,398
	(7) 消 防	1,370,589	39,700	64,737	1,345,552
	(8) 教 育	9,870,837	852,800	689,702	10,033,935
	2. 災 害 復 旧 債	226,781	200,900	42,647	385,034
	(1) 単 独	33,076	91,300	3,804	120,572
	(2) 補 助	193,705	109,600	38,843	264,462
	3. そ の 他	24,923,874	1,713,200	1,584,237	25,052,837
	(1) 減収補てん債	105,000	0	15,000	90,000
	(2) 減税補てん債	658,700	0	111,880	546,820
	(3) 臨時税収補てん債	115,239	0	57,047	58,192
	(4) 臨時財政対策債	24,044,935	1,713,200	1,400,310	24,357,825
計	61,709,650	6,079,400	5,684,873	62,104,177	
特 別 会 計	簡易水道事業債	1,338,940	114,600	91,308	1,362,232
	農業集落排水処理施設 事業債	457,457	10,500	51,797	416,160
	浄化槽市町村整備推進 事業債	102,360	1,700	10,630	93,430
	診療所事業債	9,754	1,400	958	10,196
	ケーブルテレビ事業債	313,963	0	140,811	173,152
	介護保険事業債	0	0	0	0
	計	2,222,474	128,200	295,504	2,055,170
企 業 会 計	上水道事業債	1,149,552	0	80,723	1,068,829
	病院事業債	10,137	0	3,583	6,554
	下水道事業債	24,589,648	1,110,500	1,855,961	23,844,187
	計	25,749,337	1,110,500	1,940,267	24,919,570
合 計	89,681,461	7,318,100	7,920,644	89,078,917	

3 補助（助成）金交付状況

(1) 交付基準（条例化したもの）

補助事業名	対象者	対象事業・対象経費	補助率・補助金（限度）額		H29年度実績		施行年月日	交付根拠	所管課
			経常経費	施設整備費	件数	金額（円）			
私立幼稚園助成	幼稚園を設置する学校法人	私立幼稚園の教育振興のために必要な経費	均等割 60%	園児数割 40%	4	760,000	条例 H17. 8. 1 規則 H17. 8. 1	条例 施行規則	市民活動政 策
生ごみ堆肥化容器等設置 助成事業	家庭から排出される厨芥類を 処理する生ごみ堆肥化容器又は 生ごみ処理機を設置する市 民	堆肥化容器 生ごみ処理機	1件につき、その要した経費の1/3以内 上限30万円		0	0			循環社会推 進課
生ごみ堆肥化容器等設置 助成事業	家庭から排出される厨芥類を 処理する生ごみ堆肥化容器又は 生ごみ処理機を設置する市 民	堆肥化容器 生ごみ処理機	一世帯あたり1年間に3基まで 購入価格の1/2、上限3,000円/基		70	216,618	要綱 H17. 8. 1 現行 H27. 4. 1	要綱	循環社会推 進課
生ごみ堆肥化容器等設置 助成事業	家庭から排出される厨芥類を 処理する生ごみ堆肥化容器又は 生ごみ処理機を設置する市 民	堆肥化容器 生ごみ処理機	一世帯あたり5年間に1機まで 購入価格の1/2、上限30,000円		22	620,056			循環社会推 進課
子ども医療費助成事業	医療保険各法の規定による被 保険者又は被扶養者で入院又は 通院による医療を受けること も（但し、生活保護法による 保護を受けているときは対象 外）	医療費	中学校3年生まで （満15歳到達直前の3月31日までの間にある者） 医療費に要した一部負担金の額		228,204	426,765,776	条例 H17. 8. 1 現行 H28. 4. 1 規則 H17. 8. 1 現行 H25.10. 1	条例 施行規則	子ども未来
ひとり親家庭等医療費 助成事業	医療保険各法の規定による被 保険者又は被扶養者であり、 かつ市内に住所を有するひと り親家庭の父又は母及びそれ らの者に扶養されている児童 並びに父母のない児童（但し、 生活保護法による保護を受け ているときは対象外）	医療費	当該支払額の2/3以内		14,855	27,854,981	規則 H17. 8. 1 現行 H25. 9. 18 要綱 H17. 8. 1 現行 H20. 3. 24	規則 事務取扱 要綱	子ども未来

補助事業名	対象者	対象事業・対象経費	補助率・補助金(限度)額	H29年度実績		施行年月日	交付様態	所管課
				件数	金額(円)			
高齢者外出支援事業	次のすべてに該当する者 1 八代市内に引き続き1年以上住所を有していること。 2 東町、坂本町、東陽町、泉町の全域のうち最寄りのバス停留所・乗合タクシー停留所又は駅から2キロメートル以上離れた区域に居住するものであって、次のいずれかにも該当するものであること。 ア 事業実施年度の4月1日現在で65歳以上の者であって、身体障害者手帳第1種各級、療育手帳「A1」もしくは「A2」又は精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けているもの イ 事業実施年度の4月1日現在で70歳以上の者のうち、前年度の市町村民税が非課税のもの(以下「非課税高齢者」という。)であつてアに該当する者又は非課税高齢者のみで事実上構成される世帯に属するもの 3 市税、介護保険料、市が事業主体である使用料等に滞納がないこと	タクシーの利用料金	1人につき500円券を年間24枚交付	1	12,000	H19. 7. 1 改正 H22. 10. 1	要綱	長寿支援
社会福祉法による介護保険料利用者負担の軽減に対する補助金交付事業	介護保険法(平成9年法律第123号)第27条第1項の規定による要介護認定又は第32条第1項の規定による要支援認定を受けた被保険者のうち特に生計困難と市長が確認した者	軽減対象費用 軽減対象サービス 介護老人福祉施設サービス、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 訪問介護、夜間対応型訪問介護、介護予防訪問介護 通所介護、認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護 短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護 小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護	対象経費の3/4	0	0	H17. 8. 1 現行 H18. 8. 1	要綱	長寿支援

補助事業名	対象者	対象事業・対象経費	補助率・補助金(限度)額	H29年度実績		施行年月日	交付根拠	所管課
				件数	金額(円)			
社会福祉法人による介護保険利用者負担軽減に対する補助金交付事業	介護保険サービスを提供した社会福祉法人が利用者負担の一部を減免した場合 ※八代市の被保険者の利用での減免対象サービスに限る	介護老人福祉施設サービス 1 社会福祉法人が利用者負担を減免した総額(減免総額)のうち、当該法人の本来受領すべき利用者負担収入の1%を超え10%以下の部分 2 減免総額のうち、本来負担収入の10%を超えた部分	(対象経費1の1/2以内の金額)と(対象経費2全額)の合計	0	0	H17. 8. 1 現行 H18. 8. 1	要綱	長寿支援
高齢者及び障害者住宅改造成績事業	1 本市に継続して2年以上居住し、市税、介護保険料等を完納している者 2 以下のいずれかに該当する者と同居し、若しくは同居しようとする者 (i)65歳以上の高齢者であつて介護保険要介護認定・要支援認定を受けている者 (ii)身体障害者手帳1級又は2級を所持する者 (iii)療育手帳A1又はA2を所持する者 3 当該世帯の生計中心者の前年所得課税年額が、7万円以下の世帯に属する者	玄関、廊下、階段、居室、浴室、洗面所、トイレ、台所等の要介護高齢者が利用する部分で、その当該要介護高齢者等の利用しやすさにより実施する改造に要する経費。(やむを得ない場合以外は新築、増築、増築、改築は対象としない) ※事前相談必要	生活保護世帯 市町村民税非課税世帯 助成対象額の3/3 (1,000円未満は切り捨て) 上限70万円	0	0	H17. 8. 1 現行 H20. 5. 26	要綱	長寿支援 障がい者支援
重度心身障がい者医療費助成事業	重度心身障がい者で以下の全てに該当し、市長が認定したもの 1 満3歳以上の者で市内に居住し、住民登録している者、又は障害者総合支援法の規定により八代市が支給決定を行うべきもの 2 医療保険各法の規定による被保険者又は被扶養者	保険給付を受けけるものが負担すべき額及び高齢者医療確保法に規定する一部負担金から次の各号に掲げる額を控除した額 1 自己負担額 2 高額療養費等の額 3 国、地方公共団体負担の医療費及び第三者からの賠償金分	上記以外で前年度所得課税年額が7万円以下世帯 助成対象額の2/3 (1,000円未満は切り捨て) 上限46万6千円	0	0	H17. 8. 1 条例 H17. 8. 1	条例 施行規則	障がい者支援
介護保険住宅改修事業	本市の被保険者につき住宅改修支援を行った居宅介護支援事業者、その他住宅改修の支援の対象となる住宅改修について十分な専門性を有すると認められる者	介護保険法第45条の規定に基づき居宅介護住宅改修費又は第57条の規定に基づき居宅介護住宅改修費の支給に際し、理田書を作成したものの中から、当該月において居宅介護支援計画費を請求していないもの	住宅改修支援1件につき2,000円	11	22,000	H17. 8. 1	要綱	長寿支援
農業振興事業費補助	右の事業を実施する農業協同組合及び市長が認める団体	農業振興事業に要する経費 農業近代化施設整備事業 土地基盤整備事業 以上のほか、市長が認めた事業	予算の範囲内(国・県の補助金を含む)	農業 44事業	2,401,093,387	H17. 8. 1	要綱	農林水産政策 農業振興 農地整備
				農地整備	255,333,837			

補助事業名	対象	対象事業・対象経費	補助率・補助金(限度)額	H29年度実績		施行年月日	交付根拠	所管課
				件数	金額(円)			
八代産材利用促進事業	次に掲げる条件のすべてを満たす者 ①補助対象住宅の建築主であること。 ②市内に住所を有する者(助成対象住宅の新築に伴い、市内に転入する者を含む。) ③市税等の滞納がない者	①建築主自らが居住するために新築、改築、増築又はリフォーム(以下「新築等」)をする木造住宅で市内において建築されるもの。 ②新築等に当たり市長が別に指定する構造材の木材使用材積数量のうち、八代産材を80%以上使用していること。 ③新築等の施行が市内の事業者によるものであること。 ④新築等においては、八代産材の量を6量以上使用していること。 ⑤新築等の契約をした日から60日以内かつ、棟上げ前に申請すること。 ⑥原則として、八代産材利用促進事業補助金交付要綱第6条の規定による交付申請をした日の属する年度の末日までに新築等が完了し、及び同要綱第9条の規定による実績報告ができたもの。	補助金の額は、次に掲げる新築等の区分に応じ算出する。(その数に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。) ただし、新築にあつては20万円、増築、改築又はリフォームにあつては10万円を限度額とする。 (1)新築、改築及び増築の場合 補助対象住宅の新築、改築及び増築に係る床面積の坪数に4,000円を乗じて得た額 (2)リフォームの場合 補助対象住宅のリフォームに係る1立方メートル単位で表示した木材使用材積数量に1万円を乗じて得た額	21	3,530,000	H21. 4. 1 改正 H25. 4. 1	要綱	水産林務
商店街近代化事業	高度化事業等をする中小企業団体等	当該事業経費	事業費の20/100に相当する額以内 上限2,000万円 3年以内に分割交付可 但し、八代市工場設置奨励条例適用工場を除く	0	0	条例 H17. 8. 1	条例 施行規則	商工政策
小売商業店舗共同化事業			事業費の10/100に相当する額以内 上限2,000万円 3年以内に分割交付可 但し、八代市工場設置奨励条例適用工場を除く	0	0	規則 H17. 8. 1		
集団化事業			予算の範囲内で市長が適当と認める額	0	0			
一般共同化事業			(1)組合につき10万円) + (組合員数×2,000円) の合計額の範囲内	0	0			
施設共同利用事業				0	0			
その他の高度化事業等				0	0			
中小企業団体の結成に対する助成	中小企業者が、中小企業団体のうち組合を組織したとき			0	0			
商店街活性化事業補助金	振興会等	【対象事業】 商店街の魅力向上を図る事業で市長が適当と認めるもの。 ただし、他の八代市補助制度に基づく補助金の交付を受けて実施するものを除く。	【対象経費】 1 会場設営費(会場借上料を含む。) 2 宣伝広告費 3 人件費及び謝礼金(商店街の構成員に対するものを除く。) 4 その他市長が適当と認めるもの	6	1,884,000	要綱 H17. 8. 1 現行 H25. 4. 1	要綱	商工政策
	協力団体等	【対象事業】 商店街振興組合と協力し、商店街の向上を図るための事業で市長が適当と認めるもの。	【対象経費】 1 会場設営費(会場借上料を含む。) 2 宣伝広告費 3 その他市長が適当と認めるもの	4	338,000			
商店街連合事業	連合会等 八代商工会議所 八代市商工会	【対象事業】 2以上の商店街が連携する事業で市長が適当と認めるもの。 ただし、他の八代市補助制度に基づく補助金の交付を受けて実施するものを除く。	補助対象経費の2分の1で限度額100万円 (予算の範囲内で交付する。) ※1会計年度において、1事業につき1回限り交付する。	10	3,750,000			
		連合会等の運営に関する事業	1 人件費及び謝礼金 2 福利厚生費 3 通信運搬費、消耗品費及び印刷製本費 4 旅費 5 その他市長が適当と認めるもの	1	1,908,000			

補助事業名	対象者	対象	対象事業	対象事業・対象経費	補助率・補助金(限度)額	H29年度実績		施行年月日	交付様態	所管課	
						件数	金額(円)				
商店街活性化事業補助金	振興会等	振興会等が空き店舗を利用しコミュニティホール等に活用する事業で市長が適当と認めるもの	【対象事業】 振興会等が空き店舗を利用しコミュニティホール等に活用する事業で市長が適当と認めるもの	【対象経費】 1 借家料 2 光熱水費 3 消耗品費 4 店舗の改装費 5 その他市長が適当と認めるもの	借家料、光熱水費、消耗品費及びその他市長が適当と認めるものの4分の3で限度額150万円 (予算の範囲内で交付する。)	1	1,087,000	要綱 H17. 8. 1 現行 H25. 4. 1	要綱	商工政策	
			【対象事業】 振興会等が空き店舗を利用しイベント等を誘致し支援する事業で市長が適当と認めるもの	【対象経費】 1 借家料(連続して10日以上又は断続的に14日以上(週3日以上とす。))開催するものに限る。)	店舗の改装費及びその他の補助対象経費の3分の2で限度額300万円(予算の範囲内で交付する。) ※1会計年度において、1事業につき1の振興会等に1回限り交付する。	0	0				
			【対象事業】 振興会等が空き店舗を利用し新規出店者を誘致し支援する事業で市長が適当と認めるもの	【対象経費】 1 借家料 2 店舗の建設費及び解体費 3 店舗の改装費 (1から3までのいずれかかの経費に限る。)	借家料の3分の1で限度額月額5万円 (予算の範囲内で交付する。) ※補助が最初になされた日から1年以内の借家料について、6月ごとに交付する。	1	20,000				
商店街再生事業	振興会等が既存店舗の魅力創出及び集客力向上を推進し支援する事業で市長が適当と認めるもの	振興会等が既存店舗の魅力を創出及び集客力向上を推進し支援する事業で市長が適当と認めるもの	【対象事業】 振興会等が既存店舗の魅力を創出及び集客力向上を推進し支援する事業で市長が適当と認めるもの	【対象経費】 ・店舗の改装費 (新規出店者誘致のための事業により補助金の交付を受けた店舗を除く。) ・店舗の改装費(その経費が20万円以上のものに限る。)	市長が別途定める業種に該当する店舗の建設費の3分の1で限度額100万円(建物の建設の前には解体を要する場合は、200万円) (予算の範囲内で交付する。) ただし、事業の完了を報告した日から6月を経過するまでの間に店舗を開鎖した場合は、建設費の6分の1で限度額50万円(建物の建設の前には解体を要する場合には100万円)とする。 ※新規出店1件につき1回限り交付する。	1	2,000,000				
			【対象事業】 振興会等が既存店舗の魅力を創出及び集客力向上を推進し支援する事業で市長が適当と認めるもの	【対象経費】 ・店舗の改装費 (新規出店者誘致のための事業により補助金の交付を受けた店舗を除く。) ・店舗の改装費(その経費が20万円以上のものに限る。)	店舗の改装費の3分の1で限度額100万円(店舗のうち、事務所に係るものについては、改装費の3分の1で限度額80万円)。ただし、事業の完了を報告した日から6月を経過するまでの間に店舗を開鎖した場合には、改装費の6分の1で限度額50万円(店舗のうち事務所に係るものについては、改装費の6分の1で限度額40万円)とする。 ※新規出店1件につき1回限りとする。	2	2,000,000				
					店舗の改装費の3分の1で限度額100万円 (予算の範囲内で交付する。) ※1つの既存店舗につき1回限り交付する。	1	134,000				

補助事業名	対象者	対象事業・対象経費	補助率・補助金(限度)額	H29年度実績		施行年月日	交付根拠	所管課
				件数	金額(円)			
企業振興(促進)事業補助	工場等の投資に係る職業開始時の投下固定資産総額が2,000万円(中小企業の場合500万円)を超え、かつ、新規雇用者(雇用保険被保険者に限る)の数が次の各号で定める数以上で市長が指定した工場等 ①製造業、情報通信業、運輸業自動車整備業、リサイクル業、卸売業、電気・ガス・熱供給業:5人 (中小企業の場合2人) ②コールセンターなど:10人 (中小企業の場合5人)	固定資産税の減免	【減免率】 初年度～3年度(3年間) 100/100 4年度～5年度(2年間) 50/100 職業開始時の投下固定資産総額が20億円以上で、かつ、新規雇用者が100名以上の製造業に属する適用工場のうち市長が認めるもの、その他市長が特に認める適用工場の場合は、職業開始以後3年以内に取得した固定資産も投資に係る投下固定資産とみなし減免する。	4	4,711,151	条例 H17. 8. 1 現行 H26. 4. 1 規則 H17. 8. 1 現行 H24. 4. 1	条例 施行規則	商工政策
		工場等建設補助金	①投下固定資産総額が1億円以上の工場等の場合 工場等建設補助金の額(算定式) 投下固定資産総額 新規雇用者数 10人未満 10人以上40人未満 40人以上 100人以上 ②職業開始時の投下固定資産総額が20億円以上で、かつ、新規雇用者が100名以上の製造業に属する適用工場のうち市長が認めるもの、その他市長が特に認める適用工場の場合 工場等建設補助金の額(算定式) 投下固定資産総額 新規雇用者数 100人以上 投下固定資産総額(土地代を除く) ×1% 投下固定資産総額(土地代を除く) ×2% 投下固定資産総額(土地代を除く) ×3% 投下固定資産総額(土地代を除く) ×5%	3	13,756,000			
		用地取得等補助金	投下固定資産総額が1億円を超えた場合、新たに取得した土地の取得価格の30/100 土地・建物の賃借に対し12カ月間に要した経費の1/2	2	22,952,000			

雇用奨励金	<p>①適用工場の新規雇用者で、雇用した日から起算して1年以上継続して雇用した従業員について、正社員1人当たり30万円（非正社員の場合1人当たり20万円）を乗じて得た額を雇用奨励金として交付する。</p> <p>②適用工場の新規雇用者で、操業開始の日から2年を経過する日までに継続して雇用した従業員について、正社員1人あたり20万円（非正社員を正社員として雇用した場合一人あたり10万円）を乗じて得た額を雇用奨励金として交付する。</p>	5	8,300,000		下水道総務																								
						<p>補助金限度額（固定資産税減免を除く、工場等建設補助金、用地取得等補助金、雇用奨励金の合計額の上限度額）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>投下固定資産総額</th> <th>新規雇用者数</th> <th>工場等建設補助金の額（算定式）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1億円未満</td> <td>10人未満</td> <td>5,000万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1億円以上</td> <td>10人未満</td> <td>1億円</td> </tr> <tr> <td>10人以上40人未満</td> <td>2億円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">20億円以上</td> <td>40人以上</td> <td>3億円</td> </tr> <tr> <td>100人以上</td> <td>6億円</td> </tr> </tbody> </table>	投下固定資産総額	新規雇用者数	工場等建設補助金の額（算定式）	1億円未満	10人未満	5,000万円	1億円以上	10人未満	1億円	10人以上40人未満	2億円	20億円以上	40人以上	3億円	100人以上	6億円	<p>予算の範囲内</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>5人槽</td> <td>332,000円</td> </tr> <tr> <td>6～7人槽</td> <td>414,000円</td> </tr> <tr> <td>8～10人槽</td> <td>548,000円</td> </tr> <tr> <td>単独浄化槽からの切替</td> <td>10万円を加算</td> </tr> <tr> <td>住民負担軽減特例措置（坂本支所管内）</td> <td>人槽×3万円</td> </tr> </tbody> </table>	5人槽	332,000円	6～7人槽	414,000円	8～10人槽	548,000円
投下固定資産総額	新規雇用者数	工場等建設補助金の額（算定式）																											
1億円未満	10人未満	5,000万円																											
1億円以上	10人未満	1億円																											
	10人以上40人未満	2億円																											
20億円以上	40人以上	3億円																											
	100人以上	6億円																											
5人槽	332,000円																												
6～7人槽	414,000円																												
8～10人槽	548,000円																												
単独浄化槽からの切替	10万円を加算																												
住民負担軽減特例措置（坂本支所管内）	人槽×3万円																												
<p>【対象地域】</p> <p>1 公共下水道事業計画区域、農業集落排水処理事業区域及び浄化槽市町村整備推進事業区域以外の地域</p> <p>2 市長が別に定める地域</p>	<p>補助対象地域において住宅等に浄化槽を設置しようとする者</p>	<p>77</p> <p>25,564,000</p> <p>19,458,000</p> <p>3,288,000</p> <p>1,300,000</p> <p>300,000</p>	<p>0</p>	<p>0</p>	<p>0</p>																								
<p>【対象区域】</p> <p>1 公共下水道事業計画区域、農業集落排水処理事業区域以外の区域</p> <p>2 市長が特に認める区域</p>																													
<p>小型合併処理浄化槽設置整備事業</p>																													

補助事業名	対象者	対象事業・対象経費	補助率・補助金(限度)額	H29年度実績		施行年月日	交付根拠	所管課
				件数	金額(円)			
八代市生活扶助世帯に対する排水設備費等補助金交付事業	処理区域内の生活扶助世帯で、その所有に係る家屋のうち直接その世帯の生活の用に供している家屋の排水設備工事をしようとする者	生活扶助世帯の家屋の排水設備工事	予算の範囲内において市長が認定した額 (100円未満は切り捨て)	0	0	H17. 8. 1	規則	下水道総務
八代市下水道排水設備工事費助成金交付事業	対象区域において、既設のくみ取り便所等を水洗便所(汚水管が公共下水道に連結されたものをいう。)に改造する者及び汚水を排除する排水設備を設置する者	【対象区域】 下水道法(昭和33年法律第79号)第2条第8号に規定する処理区域内(同法第9条第2項において運用する同条第1項の規定により公示された下水の処理を開始すべき日から3年以内の千丁処理区及び鏡処理区を除く。)	くみ取便所からの改造工事 80,000円 みなし浄化槽からの改造工事 40,000円 合併浄化槽からの改造工事(補助金を受給していない者) 30,000円 合併浄化槽からの改造工事(補助金を受給している者) 20,000円	19	1,520,000 2,760,000 480,000 80,000	H27. 4. 1	要綱	下水道総務
八代市水洗便所改造工事費助成事業	対象区域において、既設のくみ取り便所等を水洗便所(汚水管が公共下水道に連結されたものをいう。)に改造する者及び汚水を排除する排水設備を設置する者	【対象区域】 下水道法(昭和33年法律第79号)第2条第8号に規定する処理区域内(同法第9条第2項において運用する同条第1項の規定により公示された下水の処理を開始すべき日から3年以内の千丁処理区及び鏡処理区に限る。)	くみ取便所からの改造工事 80,000円 みなし浄化槽からの改造工事 40,000円 合併浄化槽からの改造工事(補助金を受給していない者) 30,000円 合併浄化槽からの改造工事(補助金を受給している者) 20,000円	3	240,000 240,000 120,000 40,000	H17. 8. 1	規則	下水道総務
就学援助事業	市内に住所を有する児童・生徒の保護者で生活保護法に規定する要保護者及びこれに準ずる程度に困難に陥っていると認められる者	学用品費等 (学用品費、通学用品費及び宿泊を伴わない校外活動費) 新入学児童生徒学用品費 修学旅行費 (学校行事として実施する社会科見学旅行を含む) 通学費 体育実技用具費 医療費(学校保健安全法第24条に定める疾病) 学校給食費 校外活動費(宿泊を伴うもの) スポーツ振興センター災害共済掛金	予算の範囲内	小学校 970人 中学校 596人	69,330,712 66,814,009	H17. 8. 1	要綱	学校教育 教育政策
社会教育施設(自治公民館)整備費補助金	自治公民館を新・増築又は修繕する地区	新築、増築、全面改築(延床面積50㎡以上) 修繕(一部改築含む)の場合は総事業費が20万円以上	総事業費の50% 延床面積が50㎡を超え150㎡以内は上限200万円 延床面積が150㎡を超えるときは上限300万円 総事業費の50% 上限50万円	1	2,000,000 10,637,561	H17. 8. 1	要綱	生涯学習

補助事業名	対象者	対象事業・対象経費	補助率・補助金(限度)額		H29年度実績		施行年月日	交付根拠	所管課		
			件数	金額(円)	件数	金額(円)					
幼稚園就園奨励費補助	私立幼稚園(認定子ども園を除く。)に在園する満3～5歳児の保護者	<p>保育料等</p> <p>①世帯構成員中、2人以上に所得がある場合は所得割課税額を合算する。</p> <p>②途中入園により、保育料が在園期間に応じた支払われている場合の補助限度額は、次の算式により減額して適用する。</p> <p>【入園料が発生している場合】</p> $\text{右記の単価} \times (\text{保育料の支払い月数} + 3) \div 15$ <p>【入園料が発生していない場合】</p> $\text{右記の単価} \times (\text{保育料の支払い月数}) \div 12$ <p>③実際の支払額が限度額を下回る場合は、当該支払額を限度とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 生活保護世帯 市町村民税非課税世帯 市町村民税所得割非課税世帯 	<ul style="list-style-type: none"> ひとり親世帯等(※) ひとり親世帯等以外 	<ul style="list-style-type: none"> すべての園児 最年長者(第1子) 次年長者(第2子) 上記以外の園児(第3子以降) 最年長者(第1子) 次年長者(第2子) 上記以外の園児(第3子以降) 最年長者(第1子) 次年長者(第2子) 上記以外の園児(第3子以降) 最年長者(第1子) 次年長者(第2子) 上記以外の園児(第3子以降) 最年長者(第1子) 次年長者(第2子) 上記以外の園児(第3子以降) 小学校3年生以下の子どものうち最年長者(第1子) 小学校3年生以下の子どものうち次年長者(第2子) 上記以外の園児(第3子以降) 小学校3年生以下の子どものうち最年長者(第2子) 上記以外の園児(第3子以降) 	<ul style="list-style-type: none"> 0 0 0 0 15 6 6 0 0 0 0 10 11 2 54 42 4 20 3 	<ul style="list-style-type: none"> 年額 308,000円 年額 308,000円 年額 308,000円 年額 308,000円 年額 272,000円 年額 308,000円 年額 308,000円 年額 272,000円 年額 308,000円 年額 187,200円 年額 247,000円 年額 308,000円 年額 62,200円 年額 185,000円 年額 308,000円 年額 154,000円 年額 308,000円 	<ul style="list-style-type: none"> 0 0 0 0 2,936,800 1,140,300 1,122,000 0 0 0 0 1,345,600 1,895,900 282,000 2,987,000 7,049,000 764,200 2,487,200 604,800 	H17.8.1 実績はH28年度適用の金額	要綱	教育政策

※ひとり親世帯等とは、保護者または保護者と同一の世帯に属する者が以下に該当する世帯をいいます。

- 母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養している者(ただし、保護者と同一の世帯に属する者を除く。)
- 身体障害者福祉法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者(在宅の者に限る)
- 療育手帳制度要綱の規定により療育手帳の交付を受けた者(在宅の者に限る)
- 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者(在宅の者に限る)
- 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に定める特別児童扶養手当の支給対象児童(在宅の者に限る)
- 国民年金法に定める国民年金の障害基礎年金の受給者その他適当な者(在宅の者に限る)
- 生活保護法第6条第2項に規定する要保護者

八代市中小企業信用保証料補給事業

補助対象融資制度及び補助率等

(平成29年度実績)

事業名	対象融資制度	補助実績		対象となる経費	補助率及び補助金額
		件数	金額(円)		
八代市中小企業信用保証料補給事業	八代市小口資金融資制度	14	867,623	対象融資制度を利用した場合に中小企業者が支払うべき信用保証料 (返済年数分の信用保証料を一括で支払う場合の総額)	対象経費の2分の1又は全額 (1円未満の端数を切り捨て)
	八代市中小企業経営安定特別融資制度	35	2,454,972		
	八代市中小企業大規模小売店対策特別融資制度	0	0		
	熊本県創業者支援資金融資制度	4	153,842		対象経費の2分の1 (1,000円未満の端数を切り捨て) (50万円を限度とする)
	熊本県金融円滑化特別資金融資制度	0	0		対象経費の全額 (1,000円未満の端数を切り捨て) (50万円を限度とする)
	熊本県創業者支援資金融資制度	2	24,000		対象経費の2分の1 (1,000円未満の端数を切り捨て) (50万円を限度とする)

(2) 平成30年度団体運営補助金(当初予算)

(単位:千円)

款名	件名	金額	款名	件名	金額
総務費	交通安全指導員会助成金	380	農林水産業費	生活研究グループ連絡協議会補助金	150
	市政協力員協議会補助金	3,006		青年農業者クラブ連絡協議会補助金	70
	私立幼稚園に対する補助金(4園)	761		緑の少年団育成事業補助金	175
	八代人権擁護委員会協議会補助金	563		茶業振興協議会補助金	190
	自衛隊協力会補助金	200		花き園芸組合助成金	142
	自衛隊父兄会補助金	200		特殊農産物振興協議会助成金	95
	私立高校に対する補助金(2校)	460		計	822
	定時制通信制教育振興会補助金	84		商工費	商工会・商工会議所補助金
	市小中養護学校生活指導連絡協議会補助金	77	八代高等職業訓練校補助金		146
	八代地区高等学校生徒指導部会補助金	29	八代工業振興協議会補助金		738
	八代地区保護司会補助金	582	泉観光協会補助金		1,760
	くまもと被害者支援センター補助金	175	計		37,764
	八代地域人権教育のための推進会議分担金	1,840	消防費		消防団本部運営費補助金
	八代市人権問題啓発推進協議会交付金	4,100		消防分団運営費補助金	1,942
地域協議会活動交付金	60,595	計		2,474	
計	73,052	教育費	八代市小学校体育連盟補助金	113	
民生費	八代市シルバー人材センター運営費補助金		22,103	八代市中学校体育連盟補助金	1,541
	老人クラブ育成事業補助金		5,530	八代市学校保健会補助金	315
	八代市社会福祉協議会活動補助金		113,207	国指定文化財公開活用事業補助金	6,569
	八代市遺族連合会補助金		668	八代妙見祭活性化事業補助金	1,564
	八代市民生・児童委員協議会助成金		8,344	八代市文化協会補助金	547
	八代市身体障害者福祉協議会補助金		948	市指定無形民俗文化財保存会補助金	718
	八代市盲人福祉協議会補助金		160	八代市スポーツ推進委員協議会補助金	1,359
	八代市ろう者福祉協会補助金		160	八代市体育協会補助金	7,000
	八代地域精神障害者家族会補助金		625	八代市学校人権同和教育研究会補助金	259
	八代市手をつなぐ育成会補助金		370	八代市教育研究会補助金(小学校)	626
	八代市母子寡婦福祉連合会補助金		490	八代市教育研究会補助金(中学校)	444
	計		152,605	計	21,055
衛生費	医師会立准看護高等専修学校補助金	1,000			
	八代市食生活改善推進協議会補助金	1,000			
	計	2,000			

4 預託金運用状況

(平成29年度実績)

款名	商				工				費
	経営安定資金	中小企業大規模小売店対策特別融資制度	中小企業設備近代化資金融資制度	中小企業高度化資金融資制度	中小企業団体化資金融資制度	企業誘致特別資金融資制度	中小企業勤労者特別融資制度		
金額(千円)	485,000	0	13,000	1,000	0	0	0	1,000	
金融機関	市郡各銀行 信用金庫 信用組合	市郡各銀行 信用金庫 信用組合	市郡各銀行 商工中金熊本支店 信用金庫、信用組合	商工中金熊本支店	市内各銀行	市内各銀行 信用金庫、信用組合など	九州労働金庫 八代支店		
期間	1年	1年	1年	1年	1年	1年	1年	1年	
利率	年0% (決済用普通預金金利)	年0% (決済用普通預金金利)	年0% (決済用普通預金金利)	(普通預金無利息型)	年0%	年0% (決済用普通預金金利)	年0% (決済用普通預金金利)	年0%	
協調倍率	2	2	2	1	1	2	2	2	
利率	3年以内 年2.10% 5年以内 年2.20% 7年以内 年2.30%	年1.90%	5年以内 年2.10% 7年以内 年2.20% 10年以内 年2.30%	年1.75%	各金融機関所定の利率による	年2.70%			
期間	7年以内	6年以内	10年以内	10年以内	7年以内	10年以内	5年以内		
貸付金	1企業 15,000千円以内	1企業 15,000千円以内	1企業 80,000千円以内	1組合(連合会) 200,000千円以内	1団体 100,000千円以内 1構成員 10,000千円以内	1企業 200,000千円以内 投資資本の2/3を限度とする	1中小企業勤労者 1,500千円以内		

5 基金運用状況

区 分	設 立	H17. 8. 1 現在高	H24年度決算			H25年度決算		
			積立金	取り崩し額	現在高	積立金	取り崩し額	現在高
財 政 調 整 基 金	H17. 8. 1	1,730,443	1,312	0	3,513,463	1,804	0	3,515,267
減 債 基 金	H17. 8. 1	1,198,396	13,856	0	735,000	13,900	0	748,900
市 有 施 設 整 備 基 金	H17. 8. 1	2,365,952	2,716	0	3,509,312	503,682	0	4,012,994
地 域 福 祉 基 金	H17. 8. 1	200,000	1,539	618	213,878	1,145	253	214,770
教育文化センター建設基金	H17. 8. 1	616,958	1,445	0	627,931	1,381	0	629,312
球磨川駅地区土地区画 整理事業基金	H17. 8. 1	51,690	0	0	0	0	0	0
八千把地区土地区画 整理事業基金	H19. 3. 30		32,681	30,000	53,152	86,975	0	140,127
坂本九州新幹線濁水等 被害対策基金	H17. 8. 1	130,000	150	1,842	121,842	74	1,335	120,581
敷川内環境保全用地 維持管理基金	H17. 8. 1	26,922	12	744	22,810	12	744	22,078
坂田道男・道太文庫基金	H17. 8. 1	4,000	0	0	4,000	0	0	4,000
宇野奨学基金	H17. 8. 1	20,000	0	0	20,000	0	0	20,000
安全安心まちづくり基金	H20. 3. 24		0	1,852	57,141	0	2,015	55,127
谷口政夫次世代育成基金	H21. 3. 26		49	0	30,380	40	0	30,420
ふるさと八代元気づくり 応援基金	H21. 3. 26		6,914	1,415	14,650	3,100	2,567	15,183
新增改築住宅等 量助成事業基金	H21. 3. 9		0	0	0	0	0	0
中小企業活性化利子 補給事業基金	H21. 3. 9		0	0	0	0	0	0
中小企業信用保証料 補給事業基金	H21. 3. 9		0	0	0	0	0	0
八代産材利用促進事業基金	H21. 3. 9		0	0	0	0	0	0
住民生活に光をそそぐ基金	H23. 3. 29		0	7,351	0	0	0	0
二見川濁水対策施設 維持管理基金	H21. 3. 9		0	2,218	42,081	86	926	41,241
八代文化振興基金	H23. 3. 29		2,418	0	3,101	2,373	0	5,474
まちづくり交流基金	H25. 3. 28		880,084	0	880,084	0	42,164	837,920
庁舎建設基金	H26. 3. 28					0	0	0
学校施設整備基金	H27. 12. 22					0	0	0
国民健康保険財政調整基金	H17. 8. 1	867,358	2,307	0	1,485,889	3,863	440,000	1,049,752
介護保険給付費準備基金	H17. 8. 1	70,819	103,850	0	103,850	0	0	103,850
介護従事者処遇改善 臨時特例基金	H21. 3. 9		0	0	0	0	0	0
交通災害共済財政調整基金	H17. 8. 1	76,000	0	0	0	0	0	0
浄化槽市町村整備推進事業 減債基金	H17. 8. 1	10,193	5	0	11,623	3	0	11,626
久連子財産区基金	H17. 8. 1	4,902	7	0	4,556	962	226	5,292
椎原財産区基金	H17. 8. 1	4,742	1	60	4,234	224	64	4,394

(3月31日現在、単位：千円)

H26年度決算			H27年度決算			H28年度決算		
積立金	取り崩し額	現在高	積立金	取り崩し額	現在高	積立金	取り崩し額	現在高
1,768	0	3,517,035	1,951	0	3,518,986	1,803	1,380,000	2,140,789
13,933	33,500	729,333	6,910	33,500	702,743	481	0	703,224
4,515	0	4,017,509	304,429	0	4,321,938	2,487	1,000,000	3,324,425
937	300	215,407	447	300	215,554	1,601	403	216,752
1,202	0	630,514	1,198	0	631,712	829	0	632,541
0	0	0	0	0	0	0	0	0
46,402	68,000	118,529	5,509	81,000	43,038	102,455	123,101	22,392
73	1,325	119,329	72	1,287	118,114	102	1,555	116,661
13	1,070	21,021	13	1,043	19,991	5	1,108	18,888
0	0	4,000	0	0	4,000	0	0	4,000
0	0	20,000	0	0	20,000	0	0	20,000
34	2,471	52,690	33	1,740	50,983	32	1,130	49,885
39	0	30,459	40	0	30,499	40	0	30,539
5,225	3,100	17,308	43,085	3,903	56,490	234,923	158,932	132,481
0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0
59	1,908	39,392	58	2,754	36,696	55	1,642	35,109
2,475	259	7,690	2,256	1,456	8,490	2,050	4,260	6,280
2,751	14,866	825,805	1,597	25,718	801,684	1,251	31,930	771,005
300,000	0	300,000	500,000	0	800,000	500,611	0	1,300,611
0	0	0	1,484	0	1,484	1	0	1,485
3,434	880,000	173,186	2,416	175,602	0	300	300	0
177	0	104,027	177	0	104,204	177	0	104,381
0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0
3	0	11,629	3	0	11,633	3	4,100	7,536
5	121	5,176	6	275	4,907	2	250	4,659
97	65	4,426	1	205	4,222	36	262	3,996

土地開発基金 (H17. 8. 1設立)

H28. 4. 1現在高	現金	不 動 産			
		土 地		建 物	
		(㎡)	(千円)	(㎡)	(千円)
	1,484,958	4,491	83,678	0	0

年 度	積立金	運 用 額		年 度 末 現 在 高				
		収 入	支 出	現金	不 動 産			
					土 地		建 物	
					(㎡)	(千円)	(㎡)	(千円)
H19	2,862	215,121	467,072	953,028	42,014.47	601,329	0	0
H20	2,404	0	14,303	941,129	42,955.47	615,632	0	0
H21	3,069	403,174	0	1,347,372	14,544.47	212,458	0	0
H22	2,445	412,653	38,025	1,353,956	12,510.47	208,319	0	0
H23	1,744	41,400	0	1,397,100	9,906.47	166,919	0	0
H24	1,454	45,216	0	1,443,771	7,021.47	121,703	0	0
H25	1,017	38,025	0	1,482,813	4,491.47	83,678	0	0
H26	1,018	0	0	1,483,831	4,491.47	83,678	0	0
H27	1,127	0	0	1,484,958	4,491.47	83,678	0	0
H28	1,352	0	0	1,486,310	4,491.47	83,678	0	0

6 決 算

(1) 財政規模 (各会計歳入歳出総括)

会 計	年 度 区 分	H24			H25		
		収入済額	支出済額	収支差引 残額	収入済額	支出済額	収支差引 残額
一 般 会 計		57,467,656	55,545,549	1,922,107	59,135,621	57,264,750	1,870,871
特 別 会 計		33,435,148	33,218,688	216,460	33,668,995	33,482,478	186,517
	国民健康保険	18,146,518	17,987,525	158,993	18,294,711	18,214,357	80,354
	老人保健医療	—	—	—	—	—	—
	後期高齢者医療特別会計	1,621,457	1,591,578	29,879	1,634,795	1,605,114	29,681
	介護保険	12,791,560	12,765,016	26,544	12,933,052	12,856,811	76,241
	八代圏域介護認定審査事業	—	—	—	—	—	—
	簡易水道事業	348,252	348,252	0	286,440	286,399	41
	交通災害共済事業	—	—	—	—	—	—
	日奈久温泉施設	—	—	—	—	—	—
	農業集落排水処理施設事業	102,287	102,287	0	105,242	105,242	0
	浄化槽市町村整備推進事業	56,907	56,907	0	61,668	61,668	0
	ケーブルテレビ事業	284,554	284,554	0	269,604	269,604	0
	診療所	82,394	82,394	0	81,920	81,920	0
	久連子財産区	1,064	121	943	1,174	1,074	100
	椎原財産区	155	54	101	389	289	100

(単位：千円)

H26			H27			H28		
収入済額	支出済額	収支差引 残額	収入済額	支出済額	収支差引 残額	収入済額	支出済額	収支差引 残額
59,643,429	57,874,152	1,769,277	62,178,323	60,642,824	1,535,499	65,105,799	61,816,437	3,289,362
34,551,062	34,458,500	92,562	37,274,236	37,386,616	-112,380	36,499,646	36,563,006	-63,360
18,488,083	18,479,955	8,128	20,906,112	21,240,717	-334,605	19,802,605	20,298,404	-495,799
—	—	—	—	—	—	—	—	—
1,647,241	1,614,159	33,082	1,638,765	1,607,641	31,124	1,640,053	1,608,176	31,877
13,486,393	13,435,243	51,150	13,855,108	13,664,238	190,870	14,341,050	13,952,039	389,011
—	—	—	—	—	—	—	—	—
342,738	342,736	2	341,381	341,350	31	325,435	314,084	11,351
—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—
109,768	109,768	0	112,161	112,161	0	105,132	105,132	0
59,459	59,459	0	55,249	55,249	0	57,378	57,378	0
341,595	341,595	0	287,262	287,262	0	149,478	149,478	0
75,297	75,297	0	77,512	77,512	0	77,765	77,765	0
226	126	100	380	280	100	352	252	100
262	162	100	306	206	100	398	298	100

(2) 決算概況

(単位：千円)

事 項		年 度				
		H24	H25	H26	H27	H28
歳 入	市 税	13,615,549	13,791,010	13,783,501	14,375,013	14,554,788
	地 方 譲 与 税	545,531	516,041	499,047	524,235	521,096
	利 子 割 交 付 金	23,667	23,614	20,065	17,158	11,577
	配 当 割 交 付 金	16,102	22,942	72,640	62,145	26,766
	株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	4,115	4,671	72,763	52,995	19,534
	地 方 消 費 税 交 付 金	1,240,680	1,229,884	1,492,920	2,503,398	2,226,864
	ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	6,905	7,432	7,042	5,878	5,537
	自 動 車 取 得 税 交 付 金	113,525	90,072	42,535	67,458	83,772
	地 方 特 例 交 付 金	36,197	36,849	39,763	44,852	50,784
	地 方 交 付 税	17,910,594	17,736,955	17,419,375	17,468,885	17,239,264
	交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	26,252	24,953	21,558	22,396	19,779
	分 担 金 及 び 負 担 金	965,886	975,888	985,641	872,637	827,654
	使 用 料 及 び 手 数 料	798,859	807,811	770,052	772,599	762,400
	国 庫 支 出 金	7,856,420	8,971,985	8,958,801	9,598,543	11,158,840
	県 支 出 金	5,203,652	6,612,217	6,498,669	4,950,601	5,753,835
	財 産 収 入	106,289	126,127	128,408	54,078	148,903
	寄 附 金	21,589	17,082	19,684	58,376	341,069
	繰 入 金	46,040	50,004	126,799	152,701	2,704,061
	繰 越 金	1,913,279	1,922,107	1,870,871	1,769,276	1,535,499
	諸 収 入	1,836,225	908,977	919,195	2,081,899	1,034,377
地 方 債	5,180,300	5,259,000	5,894,100	6,723,200	6,079,400	
歳 入 総 額 (A)	57,467,656	59,135,621	59,643,429	62,178,323	65,105,799	
歳 出	人 件 費	8,022,631	7,826,055	7,791,493	8,155,408	8,204,681
	扶 助 費	12,646,792	12,972,815	14,026,678	14,799,669	15,610,688
	公 債 費	6,895,008	6,819,439	6,803,605	6,662,857	6,283,005
	物 件 費	5,466,771	5,398,028	5,471,592	5,687,379	6,221,048
	維 持 補 修 費	394,862	449,090	449,747	447,206	483,863
	補 助 費 等	4,660,637	5,066,361	5,130,127	8,785,894	6,622,703
	積 立 金	929,776	601,172	366,029	862,382	848,726
	投 資 ・ 出 資 金 ・ 貸 付 金	585,002	684,778	554,677	548,786	665,930
	繰 出 金	7,290,549	7,239,367	7,420,810	6,033,441	6,107,144
	前 年 度 繰 上 充 用 金	0	0	0	0	0
	投 資 的 経 費	8,653,521	10,207,645	9,859,394	8,659,802	10,768,649
	うち 普 通 建 設 事 業 費	8,257,046	10,058,259	9,800,978	8,192,530	9,769,220
	災 害 復 旧 費	396,475	149,386	58,416	467,272	999,429
失 業 対 策 事 業 費	0	0	0	0	0	
歳 出 総 額 (B)	55,545,549	57,264,750	57,874,152	60,642,824	61,816,437	

事 項 \ 年 度	H24	H25	H26	H27	H28
歳入歳出差引額 (C) (A) - (B)	1,922,107	1,870,871	1,769,277	1,535,499	3,289,362
翌年度へ繰越すべき財源 (D)	220,196	167,346	174,604	89,480	2,049,304
実質収支 (E) (C) - (D)	1,701,911	1,703,525	1,594,673	1,446,019	1,240,058
単年度収支 (F)	△ 36,942	1,614	△ 108,852	△ 148,654	△ 205,961
積立金 (G)	1,312	1,804	1,768	1,951	1,803
繰上償還金 (H)	0	0	0	0	0
積立金取りくずし額 (I)	0	0	0	0	1,380,000
実質単年度収支 (J) (F) + (G) + (H) - (I)	△ 35,630	3,418	△ 107,084	△ 146,703	△ 1,584,158
基準財政収入額	11,428,437	11,780,978	11,984,396	12,660,848	12,908,971
基準財政需要額	24,456,499	24,602,296	24,852,117	26,044,587	26,445,336
標準財政規模	33,768,179	34,119,194	33,874,904	34,217,497	33,524,497
財政力指数	0.460	0.470	0.480	0.480	0.490
実質収支比率 (%)	5.0	5.0	4.7	4.2	3.7
経常一般財源比率 (%)	95.6	94.7	95.4	98.8	98.6
実質公債費比率 (%)	15.0	14.4	13.2	11.9	11.0
積立金現在高 (財調等特定目的)	9,791,325	10,342,494	10,615,221	11,358,402	9,503,067
地方債現在高 (政府・その他)	61,723,636	61,540,760	60,910,074	62,033,367	62,287,529
債務負担行為額	3,603,304	4,454,055	24,008,976	24,276,542	22,587,876

※基準財政収入額以降は、地方財政状況調査表に基づく

(3) 市税収入額 (現年分)

(単位：千円)

項・目 \ 年 度	H25	H26	H27	H28
市 民 税	5,603,127	5,618,730	5,634,877	5,649,720
個人	4,547,730	4,513,128	4,628,188	4,621,036
法人	1,055,397	1,105,602	1,006,689	1,028,684
固 定 資 産 税	6,949,166	6,939,352	7,525,857	7,620,882
固定資産税	6,899,839	6,891,830	7,480,147	7,576,861
交付金	49,327	47,522	45,710	44,021
軽自動車税	306,253	313,539	321,437	383,587
市たばこ税	919,119	898,522	877,448	885,188
鉱産税	0	0	0	0
入湯税	13,345	13,358	15,394	15,412
特別土地保有税	0	0	0	0
合 計	13,791,010	13,783,501	14,375,013	14,554,789

(4) 目的(款)別歳出

年 度 区 分 款	H24		H25	
	決 算 額 (千円)	構 成 比 率 (%)	決 算 額 (千円)	構 成 比 率 (%)
1 議 会 費	435,993	0.78	406,305	0.71
2 総 務 費	4,713,908	8.49	5,019,285	8.76
3 民 生 費	19,581,458	35.25	20,069,071	35.05
4 衛 生 費	4,388,699	7.9	3,639,814	6.36
5 農 林 水 産 業 費	4,060,230	7.31	5,702,253	9.96
6 商 工 費	2,199,727	3.96	1,402,863	2.45
7 土 木 費	5,315,521	9.57	5,644,137	9.86
8 消 防 費	1,964,308	3.54	1,991,023	3.48
9 教 育 費	5,583,845	10.05	5,911,628	10.32
10 災 害 復 旧 費	393,487	0.71	148,429	0.26
11 公 債 費	6,881,614	12.39	6,806,045	11.88
12 諸 支 出 金	26,759	0.05	523,897	0.91
13 予 備 費	0	0.00	0	0.00
合 計	55,545,549	100.00	57,264,750	100.00
主な施策	日奈久中学校体育館改修事業 八千把小学校体育館改修事業 代陽小学校体育館改修事業 二見中学校体育館改修事業 日奈久小学校体育館改修事業 弥次分校体育館改修事業 有佐小学校渡り廊下改築事業 第一中学校校舎改築事業 白鳥ぎんが保育園耐震補強事業 環境建設センター事業		パトリア千丁外壁改修工事 南北アクセス線整備事業 北部幹線整備事業 泉中学校体育館等改築事業 第七中学校体育館改修事業 金剛小学校体育館改築事業 八千把小学校校舎耐震改修事業 図書館施設整備事業 環境センター建設事業	

H26		H27		H28	
決 算 額 (千円)	構成比率 (%)	決 算 額 (千円)	構成比率 (%)	決 算 額 (千円)	構成比率 (%)
437,550	0.76	434,220	0.72	391,249	0.63
5,105,998	8.82	5,495,138	9.06	5,942,725	9.61
21,116,936	36.49	21,982,195	36.25	22,985,510	37.18
3,911,796	6.76	4,427,738	7.3	6,501,606	10.52
5,430,398	9.38	3,679,932	6.07	3,731,816	6.04
1,344,887	2.32	2,879,038	4.75	1,625,601	2.63
5,583,982	9.65	5,660,182	9.33	5,839,838	9.45
2,261,947	3.91	2,749,441	4.53	2,024,519	3.28
5,802,640	10.03	5,854,235	9.65	4,773,907	7.72
57,960	0.1	464,480	0.77	1,473,722	2.38
6,790,425	11.73	6,656,375	10.98	6,283,006	10.16
29,633	0.05	359,850	0.59	242,938	0.4
0	0.00	0	0.00	0	0.00
57,874,152	100.00	60,642,824	100.00	61,816,437	100.00
携帯電話等エリア整備事業 代陽小学校校舎解体事業 松高小学校校舎増築事業 泉第三小学校体育館解体事業 宮地小学校体育館耐震改修事業 太田郷小学校校舎耐震改修事業 高田小学校校舎耐震改修事業 二見小学校体育館耐震改修事業 坂本中学校柔剣道場解体事業 第七中学校校舎耐震改修事業 養護学校校舎・体育館改築等事業 第四中学校体育館改築事業 第一中学校校舎耐震改修事業 八千把小学校校舎耐震改修事業 図書館施設整備事業 第二中学校校舎耐震改修事業	第六中学校校舎耐震改修・体育館改築事業 千丁小学校校舎耐震改修事業 南部幹線整備事業 環境センター建設事業 龍峯公園整備事業 東陽中学校耐震改修事業 松高小学校校舎増築事業 第一中学校校舎耐震改修事業 松高小学校校舎耐震改修事業 西片西宮線整備事業 龍峯小学校校舎・体育館耐震改修事業 太田郷小学校校舎耐震改修事業 金剛小学校校舎改築事業 八の字線整備事業 第四中学校校舎耐震改修事業 日奈久小学校校舎耐震改修事業	環境センター建設事業 南部幹線整備事業 西片西宮線整備事業 八の字線整備事業 東西アクセス線整備事業 第三中学校体育館・武道場非構造部材耐震改修事業 鏡中学校体育館・武道場非構造部材耐震改修事業 松高小学校体育館非構造部材耐震改修事業 太田郷小学校体育館非構造部材耐震改修事業 高田小学校体育館非構造部材耐震改修事業 第一中学校体育館非構造部材耐震改修事業 泉第八小学校体育館非構造部材耐震改修事業 泉第八小学校教職員住宅新設事業 太田郷幼稚園非構造部材耐震改修事業 代陽幼稚園非構造部材耐震改修事業			

(5) 節別歳出

(単位：千円)

節	年度	H24	H25	H26	H27	H28
1	報酬	491,152	504,306	508,634	536,390	488,462
2	給料	3,738,815	3,702,168	3,720,594	3,758,240	3,773,788
3	職員手当等	2,826,209	2,709,981	2,609,992	2,872,422	3,047,778
4	共済費	1,508,398	1,444,827	1,489,371	1,496,115	1,407,843
5	災害補償費	1,239	2,916	1,981	2,814	1,314
6	恩給及 退職年金	1,539	1,539	1,539	1,381	594
7	賃金	399,787	449,097	443,735	571,956	570,001
8	報償費	218,748	210,915	195,456	118,446	177,783
9	旅費	80,656	80,198	77,280	87,942	72,884
10	交際費	1,420	1,841	959	1,449	1,053
11	需用費	1,672,028	1,618,764	1,605,458	1,785,413	1,947,798
12	役務費	259,538	258,820	297,046	280,794	297,447
13	委託料	7,564,622	7,887,418	8,000,866	9,156,918	9,224,803
14	使用料及 賃借料	465,025	476,903	469,052	468,278	532,095
15	工事請負費	4,491,989	4,821,323	4,806,114	4,632,528	6,738,340
16	原材料費	62,634	68,134	64,300	58,540	58,019
17	公有財産購入費	167,304	184,019	279,127	405,847	27,119
18	備品購入費	200,287	226,683	247,738	202,723	291,116
19	負担金補助及 交付金	8,426,477	9,554,180	9,705,958	9,928,034	8,969,833
20	扶助費	8,497,203	8,771,104	9,180,967	9,669,528	9,946,682
21	貸付金	507,680	623,530	509,970	521,760	637,090
22	補償・補てん 及び賠償金	148,846	228,087	337,513	195,605	154,093
23	償還金・利子 及び割引料	6,963,114	6,990,644	6,978,610	6,844,381	6,449,539
24	投資及び出資金	0	0	0	0	0
25	積立金	944,544	615,590	380,447	870,209	850,078
26	寄附金	0	0	0	0	0
27	公課費	5,718	5,484	6,245	5,380	6,068
28	繰出金	5,900,577	5,826,279	5,955,200	6,169,731	3,813,110
合	計	55,545,549	57,264,750	57,874,152	60,642,824	59,484,730

7 市 税

(1) 税 率

①普通税

ア 市民税

a 均等割

個人 年額3,500円（平成26年度から）

法人

法人市民税税率

(H30. 4. 1現在)

資本準備金等の額※1	従業員数	均等割額 (千円)
1千万円以下	50人以下	60
	〃 超	144
1千万円超 1億円以下	50人以下	156
	〃 超	180
1億円超 10億円以下	50人以下	192
	〃 超	480
10億円超 50億円以下	50人以下	492
	〃 超	2,100
50億円超	50人以下	492
	〃 超	3,600

※1但し、資本金等の額または調整後の資本金等の額が、資本金と資本準備金の合計額を下回る場合は資本金と資本準備金の額とする

b 所得割又は法人税割

(i) 個人

課税総所得金額	税 率	
	18年度まで	19年度以降
200万円以下の金額	3%	} 一律6%
700万円以下の金額	8%	
700万円を超える金額	10%	

(ii) 法人 12.1%（平成26年9月30日以前に開始した事業年度は14.7%）

イ 固定資産税 100分の1.6（平成27年度から）

ウ 軽自動車税（年額）（平成28年度から）

a 原動機付自動車

(i) 総排気量が0.050以下のもの、又は定格出力が0.6kw以下のもの

(ivを除く)

2,000円

(ii) 二輪のもので総排気量が0.050を超え0.090以下のもの、又は定格出力が0.6kwを超え0.8kw以下のもの

2,000円

(iii) 二輪のもので総排気量が0.090を超えるもの、又は定格出力が0.8kwを超えるもの

2,400円

(iv) 三輪以上のもの（車室を備えず、かつ輪距が0.5メートル以下及び側面が構造上開放されている車室を備え、かつ輪距が0.5メートル以下の三輪のものを除く）で排気量が0.020を超えるもの、又は定格出力が0.25kwを超えるもの

3,700円

b 軽自動車及び小型特殊自動車

(i) 軽自動車

二輪のもの（側車付を含む） 3,600円

車種区分			税額（年額）		
			平成27年3月31日までに最初の新規検査をした車両	平成27年4月1日以後に最初の新規検査をした車両	最初の新規検査から13年を経過した車両
三輪			3,100円	3,900円	4,600円
四輪	乗用	自家用	7,200円	10,800円	12,900円
		営業用	5,500円	6,900円	8,200円
	貨物用	自家用	4,000円	5,000円	6,000円
		営業用	3,000円	3,800円	4,500円

◎グリーン化特例を適用した場合の税率

区分			グリーン化特例適用税率 （平成30年度のみ）			
			25%低減	50%低減	75%低減	
軽自動車	三輪		3,000円	2,000円	1,000円	
	四輪以上	乗用	自家用	8,100円	5,400円	2,700円
			営業用	5,200円	3,500円	1,800円
		貨物用	自家用	3,800円	2,500円	1,300円
			営業用	2,900円	1,900円	1,000円

(ii) 小型特殊自動車

農耕作業用自動車（刈取脱穀作業用自動車を含む） 2,400円
その他のもの 5,900円

c 二輪の小型自動車 6,000円

エ 市たばこ税（平成29年度から）1,000本につき5,262円、旧三級品については4,000円

オ 鉱産税 100分の1（ただし、課税標準額が200万円以下の場合は100分の0.7）

②目的税

ア 入湯税（1人1日につき）

- a 宿泊の場合150円（特に市長が認めるものについては30円）
b 宿泊しない場合、又は引き続き3日以上滞在の場合50円

イ 国民健康保険税

a 基礎課税

- (i) 所得割 100分の10.6
(ii) 均等割 被保険者1人につき 29,600円
(iii) 平等割 1世帯につき 22,000円

b 後期高齢者支援金（等）課税

- (i) 所得割 100分の3.3
(ii) 均等割 被保険者1人につき 9,300円
(iii) 平等割 1世帯につき 6,900円

c 介護納付金課税（40歳以上65歳未満の第2号被保険者）

- (i) 所得割 100分の2.7
(ii) 均等割 第2号被保険者1人につき 14,900円

(2) 市民税の課税標準額段階別税額

平成29年7月1日現在

課税標準額の段階等		平成29年度			
		課税標準額 (千円)	算出税額 (千円)	納税義務者数	
個人	均等割 (A)	—	202,913	57,975	
	所得割	10万円以下の金額	654,518	20,121	2,831
		10万円超 100万円	12,477,397	670,345	21,972
		100万円〃 200万円	19,714,694	1,108,960	13,903
		200万円〃 300万円	13,697,390	786,299	5,547
		300万円〃 400万円	10,744,111	633,969	3,088
		400万円〃 550万円	7,074,918	415,956	1,529
		550万円〃 700万円	2,826,817	166,208	458
		700万円〃 1,000万円	3,072,391	179,424	367
		1,000万円を超える金額	10,055,834	587,022	523
		計 (B)	80,318,070	4,568,304	50,218
	内訳	給与所得	64,131,852	3,675,376	40,533
		営業等所得	3,617,252	209,697	1,831
		農業所得	5,120,143	301,526	1,140
		その他の所得	5,216,921	293,527	6,398
分離(譲渡所得等)		2,231,902	88,178	316	
法人	均等割 (C)	—	389,415	3,111	
	法人税割 (D)	—	640,567	3,111	
合計 (A) + (B) + (C) + (D)		—	5,801,199	114,415	

課税標準額の段階等は総務省の「市町村税課税状況等の調」の区分による。

8 市有財産（物品、基金を除く）

（金額単位：千円）

年 度		H 27		H 28		H 29	
項 目	面積	土地 (地積㎡)	建物 (延面積㎡)	土地 (地積㎡)	建物 (延面積㎡)	土地 (地積㎡)	建物 (延面積㎡)
	本 庁 舎		23,795.58	13,795.63	23,795.58	13,795.63	23,795.58
その他の 行政機関	警察（消防）施設	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	その他の施設	44,606.60	15,028.53	44,606.60	15,028.53	44,606.60	15,028.53
公共用 財 産	学 校	859,249.56	218,941.82	872,619.56	217,880.30	867,424.65	217,197.71
	公 営 住 宅	191,734.03	76,273.72	189,653.37	76,164.58	189,653.37	75,912.28
	公 園	619,941.06	4,565.16	620,221.06	4,575.03	620,221.06	4,628.30
	その他の施設	2,194,037.83	193,433.53	2,190,401.17	193,360.10	2,207,275.14	195,011.21
山 林		8,087,839.18	0.00	8,087,839.18	0.00	8,087,839.18	0.00
普 通 財 産		935,534.90	13,210.33	942,048.62	13,302.49	919,362.21	14,048.32
計		12,956,738.74	535,248.72	12,971,185.14	534,106.66	12,960,177.79	535,621.98
県漁業信用基金協会出資証券		4,200		4,200		4,200	
八代森林組合出資金		24,926		24,926		24,926	
県信用保証協会出捐金		119,100		119,100		119,100	
県農業信用基金協会出資証券		13,230		13,230		13,230	
県農地管理公社出捐金		1,070		1,070		1,070	
県農業公社出資証券		340		340		340	
県中小企業振興公社出資証券		1,390		1,390		1,390	
県い業経営安定基金協会出資証券		74,890		74,890		74,890	
八代市学校給食会出捐金		5,000		5,000		5,000	
県栽培漁業協会出捐金		10,296		10,296		10,296	
県農業後継者育成基金出資金		9,911		9,911		9,911	
八代中高年齢労働者福祉センター出捐金		2,000		2,000		2,000	
(財)県林業従事者育成基金出捐金		21,070		21,070		21,070	
八代ふるさと市町村圏基金出資金		0		0		0	
八代市土地開発公社出資金		3,000		3,000		3,000	
県角膜腎臓バンク協会出捐金		7,800		7,800		7,800	
県暴力追放協議会出捐金		3,610		3,610		3,610	
県林業公社出資金		400		400		400	
県さわやか長寿財団出捐金		7,460		7,460		7,460	
県雇用環境整備協会出捐金		17,600		17,600		17,600	
バイオ研究開発基金出捐金		1,000		1,000		1,000	
八代市社会福祉事業団基本財産出資金		3,000		3,000		3,000	
八代市社会福祉事業団運用財産出資金		3,500		3,500		3,500	
熊本開発研究センター出捐金		287		287		287	
八字農林水産振興協議会出捐金		460		460		460	
砂防フロンティア整備機構出資金		102		102		102	
県環境整備事業団出捐金		87		87		87	
地方公共団体金融機構出資金		11,000		11,000		11,000	
株 券		346,729		346,729		346,729	

第三セクター（※本市出資割合50%以上の会社法法人のみ記載）

法人名	設立年月日	資本金	市出資額	市出資比率
さかもと温泉センター株式会社	平成8年4月1日	(千円) 84,450	(千円) 60,000	(%) 71.00
株式会社東陽地区ふるさと公社	平成16年11月1日	50,000	50,000	100.00
株式会社いずみ	平成10年4月1日	55,000	50,000	90.90

